

第19回新型コロナウイルス対策本部会議

令和2年5月28日（木）16:00～16:30 危機管理防災センター本部会議室

司会 それでは、定刻になりましたので、ただ今から、第19回新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたします。それでは、次第に沿って説明させていただきます。まず、2知事発言につきまして、大野知事からお願いします。

大野知事 （知事発言：別紙のとおり）

司会 続きまして、3議題の（1）新型コロナウイルス感染症の発生動向について、保健医療部長から説明をお願いいたします。

保健医療部長 はい。保健医療部でございます。それでは、資料の25分の3ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、PCR検査の現状でございますが、民間の検査の大きいタイムラグがございますが、直近の数値は含まれておらないという状況がございますが、5月8日をピークに検査件数が減ってきております。

続きまして、1枚めくっていただいて、陽性率の推移でございますが、陽性者数が減っている中、直近の陽性率は1%を切る低位で推移をしているということがあります。

もう1枚おめくりいただきまして、陽性者数と退院・療養終了者数の推移ということで、日別のものではございますが、5月10日以降、新規の陽性者数は1桁台が続いております。5月19日には、65日ぶりにゼロ人となりまして、その後、24日、25日、そして、昨日27日と、ゼロの日が珍しくなくなっている状況です。

また、直近の2週間の人口10万人当たりの新規感染者数は、政府が解除の大きな目安としております0.5人を、5月15日に下回って以降、0.5人以下で推移をしております。

1枚めくっていただきまして、陽性者数、それから、退院・療養終了者数の推移の累計でございます。昨日の時点で、累計の陽性者は、1,000人ちょうどとなりました。そこから、退院や療養終了の方などを除いた現在の患者の数は、78人ま

で減少してきております。

1枚めくっていただきまして、病床の使用率の推移でございます。順調に患者数が減ってきていますことから、全体で現時点では、病床全体では11%の使用率、中でも、重症患者のベッドにつきましては、10%と低く推移をしているということでございます。

1枚おめくりいただきまして、孤発例の推移でございますが、新規陽性者数の減少に伴いまして減少傾向にあります。

もう1枚めくっていただきまして、市町村別の分布でございますが、都心部に近い地域、それから主要な鉄道等に沿って感染者が広がっております。これまでの傾向は変わっておりません。

もう1枚めくっていただきまして、これを直近の2週間で見た場合ということですが、色の付いていない、感染者の発生していない市町村がかなり多く見られるようになりました。私からは以上でございます。

司会

続きまして、(2) イベント開催の一部緩和について、
(3) 施設の使用停止等の協力要請の一部緩和について、
(4) 施設の使用停止等の協力要請の継続について、併せて危機管理防災部長から説明をお願いします。

危機管理防災部長

はい。危機管理防災部でございます。まず、埼玉県におけるイベント開催の一部緩和についてでございます。資料の11ページを御覧いただきたいと思います。

現在、特別措置法の第24条第9項に基づきまして、5月31日までの期間でイベントの開催停止の協力を要請しているところでございますけれども、政府の基本的対処方針、そして、それを踏まえた運用通知、さらに、専門家の意見を踏まえまして、1の基本的な考え方にありますように、「新しい生活様式」の定着等を前提として移行期間を設けて、三つの段階で緩和をしたいと考えております。

2の緩和の内容でございます。まず、(1)の第一段階、これは、6月18日まででございますけれども、コンサート、展示会等では、屋内の場合は、参加人数100人以下、かつ収容定員の50%以下。屋外の場合については、参加人数200人以下、かつ人と人との距離を十分確保できる。できるだけ2mとしております。

イのプロスポーツイベントでございますが、国の通知では、

第二段階から、無観客試合を求めるということを示しておりますけれども、無観客試合の場合は、広域的な人の動きが生じない、そういったものも考えまして、本県では、第一段階からとしております。

次に、ウのお祭り・野外フェスティバル等でございますが、全国的または広域的な人の移動が見込まれるものについては、三つのそれぞれの各段階においても自粛の協力を要請することとしております。

一方、地域の行事であって、参加者をおおむね把握できるものにつきましては、緩和いたしまして、国が通知で示している通り、5月31日までは、屋内の場合は、参加人数100人以下、かつ収容定員50%以下。屋外の場合については、参加人数200人以下、かつ人と人との距離は十分確保ということにいたしますけれども、6月1日以降は、人数の制限を解除すると考えております。

次に、(2)第二段階。6月19日から7月9日まででございます。人数制限を緩和いたしまして、屋内の場合は、参加人数1,000人以下、かつ収容定員を50%以下。屋外においては、同じ1,000人以下でございますが、人と人との距離を十分に確保できるということにしております。

12ページを御覧いただきたいと思っております。次に、7月10日から7月31日までの第三段階でございますが、さらに人数制限を緩和いたしまして、プロスポーツイベントを含め屋内の場合は、参加人数5,000人以下、かつ収容定員の50%以下。屋外の場合は、同じく参加人数5,000人以下としております。

3の留意事項でございますが、こうした緩和を前提といたしまして、感染防止対策徹底、あるいは、(2)にございますが、イベントの前後での交流等を控える、そういった呼び掛け、そして、(3)密閉空間での大声での発声や歌唱、近接した距離での会話が想定されるイベントは、慎重な検討を促すこと。

そして、(4)でございますが、参加者の連絡先等の把握や導入が検討されておる接触確認アプリの活用などについて、イベント主催者等に周知すること、こういったことも示しております。

4の県主催のイベント等の取り扱いでございますが、県主催のイベントについては、現在、原則として中止または延期としております。これについても、今申し上げた取り扱いに沿って

実施していきたいと考えています。また、学校教育で行われるイベント類似の行事についても、原則として同様の取り扱いと考えております。以上、イベント関係でございます。

続いて、13ページをお開きいただきたいと思います。埼玉県における施設の使用停止等の協力要請の一部緩和についてでございます。

現在、特別措置法の第24条第9項に基づきまして、5月31日までの期間で一部の施設について施設の使用停止の協力要請を行っているところでございますが、県内の感染状況及び専門家の意見を踏まえまして、一部緩和をしたいと考えております。

14ページをお開きいただきたいと思います。別表に掲げる施設について、徹底した感染防止策を講じることを前提として、協力要請の対象から外すというものでございます。

なお、ホテル、旅館の床面積1,000平方メートルを超える集会の用に供する部分につきましては、イベントの取り扱い等、関連をいたしますので、6月18日までは、参加人数100人以下、かつ収容人数を50%以下として、それ以降は、屋内イベントの取り扱いに準じるということとしております。

また、施設の管理者に対しましては、イベントの開催に当たっての留意事項を先ほど申し上げましたけれども、それと同様のことをお願いすることとしたいと考えております。協力要請の一部緩和については以上でございます。

続いて、15ページを御覧いただきたいと思います。埼玉県における施設の使用停止等の協力要請の継続についてでございます。

現時点で、県としての協力要請解除の検討の目安に達していないという状況にございますので、施設使用の協力を要請している一部の施設について、専門家の意見も踏まえまして、特別措置法24条第9項に基づく協力の要請を継続したいと考えております。

対象の施設は、16ページでございます。別表の施設等でございます。国の通知の中で、クラスター発生施設等の休業要請の区分として、接待を伴う飲食業、ライブハウス等というものと、カラオケ、スポーツジム等、この二つに分けております。これを踏まえて、この表の整理をしたところでございます。

なお、国の通知では、接待を伴う飲食業、そして、ライブハウス等、これまでにクラスターが発生しているような業種のうち、現段階において、一定の安全性を確保することが難しいと

りまして、6月1日から、原則として再開とさせていただきたいと思えます。

考え方ですが、まず1番目、県有施設は、運動とか、コンサートとか、1つの施設でも、利用が極めて多様であるという特徴がございます。従いまして、まずは、その利用人数で横ぐしを入れさせていただいて、まずは切り替えるというふうに思っております。その利用人数につきましては、政府の基本的対象方針に示された基準と同様でございます。

こうした利用人数の下で、2番目、イベント主催者におきましては、先ほど11ページ以下で危機管理防災部が御報告いたしました「埼玉県におけるイベント開催の一部緩和について」、それぞれイベントの内容ごとにこの基準に従っていただきたいと考えております。

そして、3番目、これは、施設ごとの感染症対策であります。施設管理者は、別紙1、別紙1と申しますのは、20ページでございます。20ページ及び21ページに、それぞれ屋内と屋外の標準となります、感染安心宣言及び感染症対策を示しております。これに準じた宣言を、それぞれの管理施設において行うということでございます。また、その際には、複合的な設備を有する施設もございまして、これについては、きめ細かい対応を行う。この点につきましては、昨日も専門家会議から御指摘をいただいたところでございます。

そして、イベント主催者におきましても同様の対策を徹底し、さらに来場者に対してもこれを呼び掛けていくというような取り組みを行ってまいりたいと思えます。

4番目、学校教育で行われるイベント類似の行事につきましても、原則としてこの考え方を踏襲させていただきたいと思っております。

具体的に、この考え方を各施設に落とし込むとどうなるかということをお示ししたのが、18ページ、19ページでございます。

再開予定日につきましては、原則6月1日でございますが、6月1日が休館日に当たるところは、6月2日になるというような書き方になっています。例えば、2番目の平和資料館、これは、講堂・展望塔等が、一部使用制限となっております。これは、これらの施設において、換気の確保でありますとか、3密の回避というのが、現時点で十分できないということが考えられますので、当面、ここについては中止させていただく。以下の施設は同様でございます。

19ページをお開きいただきまして、大きく再開の日時が異なりますのが、64番、7月1日のげんきプラザでございます。64から69。これにつきましては、青少年の利用が見込まれるということで慎重な対応をさせていただく。それから、74番から89番の浄水施設につきましても、施設の特徴から、県民の安全に万全を期するという観点から、これも、当面見合わせていただくという考え方でございます。欄外にございますが、県営公園の駐車場につきましては、6月1日から再開させていただきたいと思っております。

それぞれの施設の具体的な利用制限につきましては、今後、状況・状態を見て、状態によりまして、一部ずつ段階的に解除していきたいと思っております。詳しくは、各ホームページを御覧いただければと思っております。

22、23、24で、具体的な施設についての利用のイメージを示させていただいております。22ページは、彩の国さいたま芸術劇場、これは、写真にもございますように、776席の大ホールがございます。この大ホールを、当面は100人以下で利用するというところでございまして、右の座席図がございまして、この黒塗りしたところに座っていただくというような対応で、3密を避けるという工夫をさせていただきたいと思っております。

次のページのさいたまスーパーアリーナにつきましては、3万7,000席のアリーナがございまして、こちらも当面100人で利用するという基準を適用させていただきます。また、さまざまな会議室等もございまして、こちらは、また別途の対応をさせていただくということでございます。

次のページをお開きいただいて、県立武道館、主道場以下、さまざまな施設がございまして、利用形態がこのように多様でありますことから、それぞれに感染症対策を施していきたい、宣言していきたいと思っております。また、競技団体のコロナウイルス対策の指針がございまして、こちらのほうも受け付けをしていきたいと思っております。説明につきましては以上です。

司会

それでは、続きまして、(6) 保育所・放課後児童クラブの今後の取り扱いについて、福祉部長から説明をお願いします。

福祉部長

福祉部でございます。25ページを御覧いただければと思っております。保育所・放課後児童クラブにつきましては、5月31日までを実施期間として、ソーシャルワーカーなど、必要な方の

子どもへの保育等が提供されることを前提に、市町村において、新規感染者の増加の度合いを踏まえつつ、保育等の提供の実施の度合いについて検討をするよう要請していたところでございます。

昨日開催されました、埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議からも御意見を伺い、6月1日月曜日以降は、原則として開始いただく方針といたします。市町村へは、園児、児童の自粛、軽減に向けて準備を再開してもらいたいと考えています。

ただし、その場合も、2にございますとおり、市町村の御判断で、引き続き、一定期間、感染防止のため仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、市町村の要請に基づき園児・児童の登園を控えるようお願いすることを妨げるものではございません。

なお、3にございますとおり、仮に、今後、園児・児童や職員が罹患（りかん）した場合、または地域で感染が拡大する場合には、市町村において臨時休園を御検討するなどの対応を取っていただくこととなります。以上でございます。

司会 議題は以上となりますが、ほかに発言される方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、4、訓示につきまして、大野知事からお願いいたします。

大野知事 (知事訓示：別紙のとおり)

司会 以上をもちまして、第19回新型コロナウイルス対策本部会議を終了いたします。どうもありがとうございました。